

【類型ごとの該当理由欄の必須記載事項】

様式2の「左記類型に該当する理由」欄については、類型ごとに下記の「記載すべき事項」を盛り込んだ上で、できる限り具体的に記載すること。

地場産品基準のうち該当する類型	記載すべき事項	留意点
1	・区域内で生産されたものであることが判る旨	区域内の原材料を用いて区域外で製造・加工等の工程を行ったものは類型2となる。
2	・区域内で生産された原材料 ・区域内で生産された原材料が返礼品に占める重量や付加価値の割合	返礼品の重量や付加価値の半分以上を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものである等の必要あり。 なお、上記の旨については、ポータルサイト等で募集の際にも明記する必要あり。【Q&A:問17参照】
3	・区域内で行われた工程の詳細(完成品に至る一連の工程のどの部分を行っているか)	返礼品の重量や付加価値の半分以上を一定程度以上上回る割合が区域内で行われる工程によるものである等の必要あり。 なお、上記の旨や区域内で行われた工程の詳細等については、ポータルサイト等で募集の際にも明記する必要あり。【Q&A:問18参照】
3(熟成肉)	・原材料となる食肉の産地である都道府県名	区域内で生産した食肉を原材料としている場合には類型1となる。
3(精米)	・原材料となる玄米の産地である都道府県名	区域内で生産した玄米を原材料としている場合には類型1となる。
4	・流通構造上、混在が避けられない理由 ・混在する可能性のある近隣の地方団体名	提供する返礼品が加工品等である場合には、本類型ではなく類型2として記載すること。
5	・当該地方団体独自の返礼品であることが明白な理由 ・返礼品の生産地	一般に流通している物品の本体やパッケージに単に地方団体等のロゴをプリントしたものや、PRリーフレットを同封したもの、事業者と連携協定を結んでいるのみのもの等は認められない。【Q&A:問21参照】 <u>※地場産品基準への適合性を確認するため、別途、外見明白性が分かる資料(写真、現在提供中のポータルサイトのURL等)の提出を求める場合がある。</u>
6	・地場産品の名称、地場産品基準の該当号及びその該当理由 ・附帯品の名称及び生産地 ・地場産品と附帯品の調達費の内訳	地場産品以外のものが使用目的等において地場産品に附帯するものであることが明らかであって、かつ、提供される返礼品全体の調達費用のうち地場産品の割合が7割以上である必要あり。 なお、上記の旨については、ポータルサイト等で募集の際にも明記する必要あり。【Q&A:問22参照】
7	・役務の内容が当該地方団体と相当程度関連性があるといえる理由 ・(区域外での役務の提供が含まれる場合)提供される場所	単に区域内で役務が提供されるというだけでなく、役務の内容についても当該地方団体と相当程度の関連性が必要。【Q&A:問23,24参照】
7の2	・区域内で発電された電気であることが判る旨 ・地域のエネルギー源の種類(太陽光、バイオマス、地熱等) ・当該電気の提供事業者名	区域内の発電所において地域資源を活用して発電された電気に限る。【Q&A:問24の2参照】
8イ	・共通の返礼品を提供する市区町村名 ・当該返礼品が関係する市区町村において類型1～7の2のいずれに該当するか	返礼品の提供に当たっては、関係する近隣の市区町村の同意を得る必要あり。【Q&A:問25参照】
8ロ	・共通の返礼品を提供する都道府県名及び市区町村名 ・当該返礼品が関係する市区町村において類型1～7の2のいずれに該当するか	返礼品の提供に当たっては、都道府県が合意形成に関与の上、関係する市区町村の同意を得る必要あり。【Q&A:問26参照】
8ハ	・都道府県により地域資源として認定された物品の名称(「○○」牛等)	都道府県により認定された物品及び市区町村に限る。【Q&A:問27参照】
9	・災害の名称 ・何の代替品であるか	災害により提供が不可能となってしまった返礼品の代替品に限る。【Q&A:問28参照】
99	・地場産品以外のものと交換されないことをどのように担保しているか ・民間事業者が提供するふるさと納税用のプラットフォームサービスを経由して返礼品等を提供するもの(例:○○pay商品券、△△Pay)である場合は、当該事業者名及び当該サービス名	地場産品とのみ交換可能なものに限る。【Q&A:問10参照】 特定の物品又は役務との交換に明確に限定されている場合には、当該物品又は役務の該当する類型を選択すること。 <u>※地場産品基準への適合性を確認するため、別途、利用可能店舗・交換可能返礼品の一覧等の提出を求める場合がある。</u>